

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (令和2年度当初予算関連法案)

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和2年度	令和元年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	63兆4,318億円	62兆7,072億円	+7,246億円
うち地方交付税	16兆5,882億円	16兆1,809億円	+4,073億円
臨時財政対策債	3兆1,398億円	3兆2,568億円	▲1,171億円

○ 地方交付税総額について、16.6兆円を確保

(主な措置)

- ・国の一般会計からの法定加算等 5,187億円
- ・交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円

○ 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを令和4年度まで3年間延長

※ 令和2年度においては、折半対象財源不足は生じていない。

(2) 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地域社会の維持・再生に取り組むための経費を地方財政計画に4,200億円計上したことに伴い、当該経費を算定するため、「地域社会再生事業費」を創設

(3) 普通交付税の算定内容の改正

○ 令和2年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を3,742億円確保

- ※ 令和2年度に確保する額 : 3,423億円
令和元年度に確保した額のうち令和2年度活用分 : 319億円

【地方交付税法】

III その他

(1) 河川等の浚渫等について、地方債の特例措置を創設

(2) 公営競技納付金制度(※)を令和7年度まで延長

(※)公営競技施行団体が、偏在する収益の全国的な均てん化のため、地方公共団体金融機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度

【地方財政法】

施行期日 令和2年4月1日